(昭和27年10月10日) 第三種郵便物認可) 治 水 第 667 号 平成21年6月15日 (1)



# 発行全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内) 電 話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 下 川 印 刷 所 株式会社 白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円) 毎月1回15日発行



川が好き川にうつった 空も好き

7/1 > 7/31



http://www.mlit.go.jp/river/index.html 平成21年9月24日(木)必着

# 7月1日~7日は河川水難事故防止週間

 
 <川の防災情報>
 http://i.river.go.jp

 <気象庁天気予報>
 「市外局番」+「177」
<川の防災情報> http://i.river.go.jp



主催:国土交通省/都道府県/市町村 後類内閣府/日本版送協会/(社)日本新聞協会/(社)日本民間放送連盟 協質(社)日本河川協会/全国治水明成同盟会連合会/全国水防管理団体連 合会/(社)建設広報協議会/(財)河川環境管理財団/(財)河川情報センター (財)リバーフロント整備センター/(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財 団/全国建設弘済協議会

# 河川愛護月間の実施について

# ~川が好き 川にうつった 空も好き~

国土交通省河川局治水課

河川は、私達の生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間であり、良好な河川空間について国民の関心はますます高くなっています。

国土交通省では、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深め、地域住民、市民団体や関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識が広く国民の間で醸成されることを目的とし、7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、各地方整備局、都道府県、市町村等が 主体となって、地域住民、河川愛護団体、関係行政 機関等の協力を得て、「川が好き 川にうつった 空も好き」(平成16年「河川愛護月間」推進標語募集、 最優秀賞作品)を推進標語として、河川愛護運動を 積極的に展開することとしています。

月間中は、ポスター、ちらし等による広報活動を はじめ、全国各地で、河川のクリーン作戦、絵画・ 作文等のコンクール等地域の実情に応じた多様な活動を積極的に実施することとしています。

特に、各地域において地域住民、市民団体等との河川のふれあい点検、水面利用・川下り、川の指導者等の人材育成の支援、河川に関する地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実等を実施することとしています。(別紙1参照)

また、今年もこれらの活動に加え、河川愛護月間 の推進特別事業として絵手紙の募集を行うこととし ております。(別紙2参照)

これらの行事に、一人でも多くの方が参加され、 河川愛護運動の主旨をご理解いただき、一層のご協 力をお願いいたします。

別紙1

# 平成21年度「河川愛護月間」実施要綱

### 1. 目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

### 2. 期間

平成21年7月1日(水)から7月31日(金)まで

# 3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

### 4. 後 援

内閣府、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本 民間放送連盟

### 5. 協 賛

(社)日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、(社)建設広報協議会、(財)河川環境管理財団、(財)河川情報センター、(財)リバーフロント整備センター、(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会

#### 6. 運動の重点

- 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生
- 地域社会と河川との関わりの再構築
- 河川愛護意識の醸成
- 河川の適切な利用の推進

### 7. 推進標語

「川が好き 川にうつった 空も好き」 (平成16年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀 賞作品)

### 8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機 関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広 く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び 地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開する ものとする。

(1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生 イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域 住民、市民団体等が主体となって行う河川環境 の保全・再生等に関する活動を積極的に支援す る。

#### ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、 河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関 等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行う とともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの 一斉清掃等を行う。

- (2) 地域社会と河川との関わりの再構築
  - イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等 すべての人々が親しみやすい河川空間にする ため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協 力して、川へのアクセスや利用について点検す る機会を設け、今後の川づくりに反映させる。
  - 口. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等に よる河川の水面利用が行われるようになってい る。地域住民、市民団体等による河川の水面利 用を体験する活動を支援するとともに、河川の 水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者 が協力して行う。

### ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、 地域の歴史・文化等を教えることのできる「川 の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域 で子どもに対して川での遊び方を教える活動等 を支援する。

二. 河川に関する地域住民等とのコミュニケー ションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、

風土等とのつながりを有している。このため、 川や流域における「川の365日」の情報の積極 的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団 体等とのコミュニケーションの充実を図る。

- (3) 河川愛護意識の醸成
  - イ. 河川についての広報活動の実施

(第三種郵便物認可)

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川 に関する広報活動を行う。

広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ス テッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住 民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

ロ. 河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて 表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰 に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

#### ハ. 各種行事の開催

7月7日が「川の日」であることも踏まえ、「川 の日」と連携した講演会、シンポジウム、河川 に関する写真、絵画、作文のコンクール等を積 極的に開催するとともに、優秀な作品について 表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸 成を図る。

- (4) 河川の適切な利用の推進
  - イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを 実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な 利用に関する指導等を行う。
  - 口. 地域において、住民の日常的な河川空間の利 用が促進され、地域づくり、まちづくりにおい て活かされるよう関係機関との連携の強化を図
- (5) 河川水難事故防止週間における啓発活動の実施 イ. 近年多発する河川水難事故を受け、7月1日 から7日までを河川水難事故防止週間とする。
  - 口. 出前講座の集中的な実施等による河川水難事 故防止に関する啓発活動を行う等により、河川 利用者に対し川を利用する際の安全意識の向上 を促す。

別紙2

# 「河川愛護月間」"絵手紙"募集要領

### 1. 目 的

「河川愛護月間(7月1日~7月31日)」における 広報活動の一環として、平成16年度より同月間推進 特別事業として様々な作品を募集してきました。平 成21年度も、昨年好評であった絵手紙を小学生、 中学生、高校生及び一般の方々を含め広く募集し、 河川愛護意識の高揚を図ることとします。

#### 2. 応募方法

- ① 募集内容:「川遊び〜川での思い出・川への 思い〜」をテーマに、絵と文章を 組み合わせて描いた"絵手紙"を 作成してください。 デザイン、彩色、画材は自由です。
- ② 応募資格:河川愛護月間の趣旨に賛同し、絵 手紙を作成して頂ける方なら、ど なたでも結構です。(応募できる 作品は一人一作品です。)

(写真は応募できません。)

- ③ サイズ:官製はがきサイズ
- ④ 応募方法:応募作品の裏面に、氏名、住所、 電話番号のほか、小学生・中学 生・高校生は学校名と学年を、一 般の方は年齢を、各々明記のうえ、 送付先へ郵送ください。

(氏名、住所及び学校名にはふりが なを付けてください。)

- ※ 個人情報保護法を遵守します。
- ⑤ 応募期間:平成21年9月24日(木)まで(当日 必着)
- ⑥ 応募上の注意:

- 応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。
- ・応募作品は、未発表のオリジナル作品に限り ます。
- 応募作品は、返還致しません。

### 3. 審査

審査は、水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において行う予定です。

#### 4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、機関誌等にも掲載します。

#### 5. 作品使用

優秀作品は、平成22年度「河川愛護月間」ポスター、 チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進 に幅広く活用します。

### 6. 賞

| 最優秀賞 (国土交通大臣賞)  | 1点   |
|-----------------|------|
| 優秀賞(国土交通事務次官賞)  | 6点   |
| 優良賞(国土交通省河川局長賞) | 8点   |
| 審査委員特別賞         | 5点   |
| 奨励賞             | 100点 |

# 7. 表 彰

主催者である国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

### ○送付先

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 国土交通省河川局治水課内 「河川愛護月間」絵手紙募集係

#### ○問い合わせ先

国土交通省河川局治水課総務係 TEL 03-5253-8111 (内線 35523)

(HPアドレス: http://www.mlit.go.jp/river/kasen/index.html)

# かわまちづくり支援制度の創設

~にぎわいのある河畔空間の創出~

#### はじめに

河川は、それぞれに固有の自然・歴史・文化などを有し、上流から下流までのつながりをもちながら、地域の暮らしと密接に関係しています。河川が有する多様な機能を発揮させ、その魅力を最大限に高めることは、沿川地域の暮らし、ひいてはまちづくりや地域の活性化につながることから、各地でまちづくりや観光振興と連携した河川整備が実施されています。

「かわまちづくり支援制度」は、観光などの活性 化につながる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携のもとで立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図るために創設された制度です。

#### 制度概要

「かわまちづくり支援制度」では、従来の河川利活用が目指していた拠点や個別区間での利活用増進という目標を一歩推し進めて、広域エリア「まち全体」を視野に入れ、従来のハード整備による支援からソフト・ハード両面から地域活性化に資する河川空間利用を図ることを目指しています。

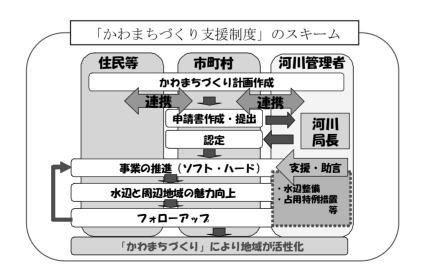
そこでは、河川空間と「人・まち」とのつながり、

歴史的価値の高い建築物や豊富な知識や経験、地域への愛着などを持つ人材等の貴重な地域資源の活用や連携といった視点が重視され、事業効果の面的な広がりや他の関連事業への波及効果を期待しています。

- ○ソフト面からの支援:民間事業者による河川敷のイベントやオープンカフェ等の利用制度(河川敷地占用許可準則の特例措置)等の拡充、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援
- ○ハード面からの支援:まちづくりと一体となっ た水辺整備を積極的に支援
- ○次の3つの条件を満たした計画について積極的 に支援することとしています。
  - ① 地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
  - ② 水辺の利活用方策が地域において明確となっているものを対象
  - ③ 水辺施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象

#### おわりに

この支援制度の活用などにより、まちの空間と融合が図られた良好な河川空間が各地でより一層進められ地域活性化への貢献ができることを期待しています。



# にぎわいのある河畔空間の創出事例

# 大川 八軒家浜 (大阪市)

水都大阪の再生「水の回廊」の取組みとして京阪 中之島線の整備と併せ、人々が憩い・集う賑わいの 場所を創出しています。

(写真提供:大阪府)



# 博多川(福岡市)

地域活性化のため地域が主体となって様々な取組(花嫁舟など)が行われています。

(写真提供:福岡市)



### 京橋川 (広島市)

堤防天端において、オープンカフェの社会実験を 実施しており、市民や観光客に喜ばれています。

(写真提供:広島市)



# 最上川(長井市)

フットパスにより川とまちの結びつきを強くし、 桜の回廊等による川を核とした地域活性化が行われ ています。

(写真提供:東北地方整備局)





# 道頓堀川 (大阪市)

とんぼりリバーウォーク (水上歩行デッキ)を利用して社会実験として様々な賑わいの創出の取組が 展開されています。

(写真提供:大阪市)



治 水 第 667 号 平成21年6月15日 (第三種郵便物認可) (7)

# 平成21年度補正予算について

~平成21年5月29日成立~

# 国土交通省では新たな経済対策として、総計2兆3.321億円規模の 経済対策に取り組む。

1. 低炭素革命 国費: 664億円 2. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 国費: 4.387億円 3. 地域活性化等 国費: 1.321億円

4. 安全·安心確保等 9.912億円 ←河川局関連 事業費4,010億 国費: (国費 2,760億)

5. 金融対策 7.030億円 国費:

6. 雇用対策 国費: 5億円

# 安全・安心確保等 (国費9.912億円) 河川局関連 (事業費4.010億、国費2.760億)

◇社会資本ストックの耐震化等対策、ゲリラ豪雨対策等防災・災害対策等 を進め、国民の安全を確保する。

<具体的施策(河川局関連)>

○ 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策 (事業費約 700億)

(事業費 約3.102億) ○ ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等

○ まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等(事業費約 208億)

# 事業の前倒し執行 | 平成21年度当初予算の過去最大級の前倒し執行(80%を目標)

公共事業等に係る平成21年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事 情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しで ある8割を目指し、最大限努力する。

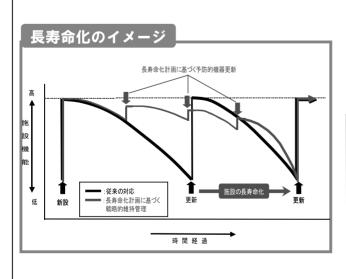
※「経済危機対策」(平成21年4月10日)より抜粋

# 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策

事業費:約700億

○河川管理施設等の既存ストックの長寿命化を図るため、これまで事後的対応か ら予防保全の考えを導入し効率的・効果的な維持管理を行う。

【排水機場の例】排水ポンプの予防的機器更新





【下水道の例】管きょの補強(更生工







治 水 第 667 号 (8) 平成21年6月15日 (第三種郵便物認可)

# ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等

事業費:約3,102億

○地球温暖化等の影響により、今後とも頻発が懸念されるゲリラ豪雨等に伴う浸水 被害等から地域を守るため、ハード対策として治水対策や浸水対策を重点的に 実施するとともに、高精度レーダ網等を活用したソフト対策を推進する。

【高精度レーダ網等を活用した洪水予測の高度化】

Cバンドレーダ Xバンドレーダ 既存レーダ雨量計 (Cバンド) 広い範囲を 監視 二重偏波レー (Xバンド) 重偏波レーダ (Xバンド)

効果 流域における洪水予測の高度化によりきめ細やか な防災情報を提供

【重層的な豪雨対策の実施】 凡例: 河川管理者 流域対策

#### 効果

- ・河川整備により洪水を安全に流下
- ・遊水地、校庭貯留等により市街地の浸水被害を軽減

# 水辺等環境整備

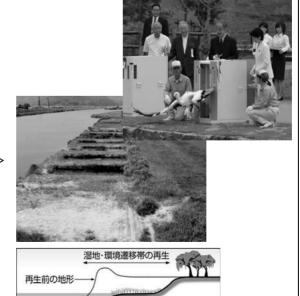
事業費:約208億

○地域の観光等の拠点となる水辺等の環境整備を行い、地域の活性化を 図る



<大阪:道頓堀川 にぎわいの水辺整備>





<広島:太田川 癒しの水辺整備> <兵庫:円山川 貴重な野生生物のための湿地復元>

# 森と湖に親しむ旬間

(平成21年7月21日~31日)

### 国土交通省河川局河川環境課

### • 呼びかけ統一標語

ふれあいさわやか 森と湖 もう一つ ふるさと見つけた 森と湖 さわやかな 心のオアシス 森と湖

• 統一シンボルマーク



国土交通省及び林野庁は、毎年7月21日から31日までを「森と湖に親しむ旬間」として定めています。この旬間は、昭和62年度より開始され、国民のみなさんに森林や湖に親しむことにより、心と体をリフレッシュしながら、森林やダム等の重要性について理解していただくことを目的としています。

本年度も旬間中は、国土交通省、林野庁、都道府 県、市町村等が主催者となり、全国各地の管理ダム を中心として、ダム堤体内、発電所、水源林の見学 会やレクリエーション等が実施されるほか、ホーム ページ、チラシ等により広報活動を展開していきま す。

こうした機会を通じて、森林やダム等の重要性へ のご理解をより一層深めていただければと考えま す。

以下に本旬間の実施要綱及び全国行事の概要を紹介します。

# 平成21年度「森と湖に親しむ旬間」実施要綱

# 1. 目 的

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、参加者の心身をリフレッシュし、明日への活力を養うとともに、森林やダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とする。

### 2. 期間

平成21年7月21日(火)から7月31日(金)

# 3. 主催

国土交通省、林野庁、都道府県、市町村

### 4. 後援(予定)

内閣府、水資源機構、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟

#### 5. 行事等の実施主体等

(1) 実施主体

国土交通省、林野庁、各地方公共団体、マスコミ関係機関、民間企業等の主催や協力により各種行事が実施されるよう調整する。

(2) 実施場所

全国各地の森林、すべての管理中のダム(国、 機構、都道府県)及び可能な限り多くの利水ダム において行うことを目標とする。

# 6. 実施内容等

(1) 行事実施の考え方

水と緑に恵まれた自然豊かな森と湖に集い、自 然環境に親しみ、人と人との交流を深め、やすら ぎやうるおいを感じてもらうことを通して森と湖 の大切さを理解することを目的に、全国各地の水

治 (10)水 第667号 平成21年6月15日 (第三種郵便物認可)

源地等において各種行事、広報活動等を実施する。 (2) 実施内容

- ア. 森林、ダム、湖沼の美しさ、快適さを享受 するための行事等の実施
- イ. 森林、ダム、湖沼に対する理解、関心を深 めるための行事等の実施
- ウ. 森と湖のある上流水源地域住民と下流都市 地域住民との交流
- エ. その他

# 7. 協賛 (予定)

(社)日本河川協会、(財)国土技術研究センター、(財)河 川情報センター、(財)河川環境管理財団、(財)日本ダム 協会、(性)ダム・堰施設技術協会、(財)ダム技術セン ター、(財)ダム水源地環境整備センター、全国治水期 成同盟会連合会、(社)全国治水砂防協会、(社)建設広報 協議会、全国建設弘済協議会、他国土緑化推進機構、 (社)日本治山治水協会、全国森林組合連合会、(社)全国 森林土木建設業協会、(社)日本林業協会、(社)日本林業 土木連合協会、(社)全国木材組合連合会、(社)日本森林 技術協会、(財)日本森林林業振興会





# <全水連だより>

# 事務局長の交替

西浦前事務局長は、5月31日付けで専務理事兼事 務局長を辞任されました。後任に下川順が着任し ました。

会員の皆様には、引き続きご指導、ご支援を賜り ますようよろしくお願い申し上げます。

全水連事務局

# 就任ご挨拶

さて私こと

6月1日付けをもちまして事務局長に就任いたしま した。

西浦前事務局長に賜りましたご支援同様よろしく お願い申し上げます。

皆様のご指導を賜りながら精一杯努力して参りま すので、なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお 願い申し上げます。

どうぞ皆様にはご健勝でますますご活躍下さいま

すようお祈り申し上げます。



全国治水期成同盟会 連合会 事務局長

下 川

謹啓 梅雨の候ますますご清祥のこととお慶び申し 上げます。

謹白